

令和5年度重点事業について

資料1

主要施策	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和3年度決算額(千円)	令和4年度当初予算額(千円)	令和5年度当初予算額(千円)	※委員意見(4年度)	※委員意見(5年度)	※委員意見(6年度)	説明
2精神障害のある人の地域生活の推進	2-(1)-①、⑫、⑬、⑮		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害のある人が、地域の一員として自分らしい暮らしを送るために、医療・福祉・介護・住まい・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域づくりを目指すことを目的とした事業。障害保健福祉圏域13圏域毎に事業委託を行い、会議体の設置・運営や、地域課題に応じた事業を選択的に実施する。	19,708	19,776	19,776				県内13圏域に実務者会議及び代表者会議を設置し、地域の課題やニーズに関して検討を行い、課題に即した事業展開を行うこととしている。
2精神障害のある人の地域生活の推進	2-(1)-②		障害者ピアサポーター養成研修事業	障害者ピアサポーター及び障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を行うとともに、障害福祉サービス等における支援の質の向上を図る。	525	2,743	2,743				令和4年度から精神障害以外の障害種別も研修事業の対象とした。
2精神障害のある人の地域生活の推進	2-(1)-⑳、㉑		精神科救急医療の充実	精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者や措置入院患者が速やかに医療につながる事ができるよう、精神科救急医療システムや夜間休日における医療の提供体制を確保する。	166,300	194,296	203,481				精神症状の急激な悪化等の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保する。 また、連絡調整会議・連携研修会・事務説明会等を開催し、各関係機関との連携を密にすることにより、精神科救急医療体制の充実を図る。
2精神障害のある人の地域生活の推進	2-(1)-㉒、㉓		措置入院費	精神保健福祉法第29条及び第29条の2に規定する精神障害者の措置入院に要する費用を負担するもの(扶助費)。なお、保険が優先適用され、残余の費用について公費で負担することとなっている。	246,478	191,000	271,000				